

平成30年3月30日策定

社会福祉法人 調布市社会福祉事業団 一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のよう
に行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年4月1日～平成32年3月31日までの 2年間

2. 当法人の課題

- ・変則勤務のある職場が多く、変則勤務にあたる職員の負担が増加している。
- ・育休から復帰した時間制約のある女性が、元の業務や役割を果たしにくい部署や職種が多く、時間制約のない職員の負担が増加している。

3. 定量的目標

- ・職員全員の残業時間を、1人当たり月平均15時間以内とする。
- ・女性比率・勤続年数の男女差・労働時間の状況・管理職に占める女性比率ともに法の目指すところの主旨に沿った現状にあるので、今後も50%を下回らないようにする。

4. 取組内容

目標1：育児休業等を取得しやすい環境づくりのため、管理職の研修等の啓発活動を行う。

<対策>

- 平成30年10月～ 経営戦略会議での検討開始。
- 平成31年 4月～ 管理職を対象とした研修の実施
- 平成31年10月～ 職員への周知・啓発の実施

目標2：年次有給休暇の取得状況を現状よりも改善する。

<対策>

- 平成30年10月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 平成31年 4月～ 年次有給休暇の取得に向けて職員に対し啓発活動を図る

目標3：所定外労働時間を現状よりも改善する。

<対策>

- 平成30年10月～ 所定外労働の実態の把握
- 平成30年12月～ 所定外労働の実態調査に基づき、原因分析を行う
- 平成31年 4月～ 残業削減のための研修を実施する

女性の活躍の現状に関する情報公表

平成 30 年 3 月現在

- ①管理職に占める女性労働者の割合：69.2%
- ②採用した労働者に占める女性労働者の割合：71.4%
- ③男女の平均継続勤務年数の差異：80.0%
- ④労働者の一月当たりの平均残業時間：8.0 時間